

## “安心・安全”を担保する為の重要な義務の3つの柱

### ドライバー登録の審査義務

#### 運転経歴に係る証明書にて審査

※無事故・無違反証明書や運転記録証明書等

#### 犯罪経歴証明書にて審査

※犯罪経歴証明書提出の法令化は内閣法制局等で職業選択の自由に抵触する可能性あり  
(その場合はPF事業者の自主規制など要検討)

### 技術での安全担保義務

#### 【車両制限は以下装備必須】

危険検知センサー搭載  
自動ブレーキ搭載  
社内カメラ搭載

#### 【緊急連絡手段の実装】

利用者がアプリから緊急連絡や位置情報の通報を可能にする事

### 事故対応、責任、管理の義務

ドライバー個人だけではなく  
PF事業者も事故責任を負う  
事故時の一時対応はPF事業者に一任等も法整備

PF事業者は利用者（乗客）と  
直接運送契約の締結を義務化

PF事業者が運行管理責任を負う  
(機器とリモート技術を用いて)  
・運転前のアルコールチェック  
・検温による健康チェック

特に、変動的需要（時間帯交通空白）への対応は  
1種免許の一般ドライバーの参画、特に「副業」での参画が重要  
その前提で、早期に「安心・安全を担保する」為の「法整備議論」に注力したい

## ライドシェア事業者に対する法的義務

### ドライバー審査義務

- ・本人確認義務
- ・普通免許及び大臣講習受講の確認
- ・保険加入確認
- ・健康診断書の確認
- ・運転経歴に係る証明書にて審査
  - ※無事故・無違反証明書や運転記録証明書等
  - \*違反：過去5年で○点未満など
  - \*事故：過去2年間0件など
- ・犯罪経歴証明書にて審査
- ・事後的管理
  - \*苦情の適切な処理
  - \*酒気帯び運転のアカウント停止等

### 保険義務

- ・対物対人の任意保険加入
- ・ドライバー加入保険の最低保証金額を超える損害責任は事業者が負う
- ・乗車前・乗車中に分け、保険を付保等保険会社と制度設計

### 運行管理・車両管理義務

- ・運行管理者の選任
- ・遠隔点呼
- ・稼働時間管理
  - \*24時間以内に10時間以上稼働すると8時間の休息
  - 週60時間以上の稼働禁止
- ・整備管理責任者の選任
  - \*車検証の確認など
- ・事故時の責任者
- ・事故時の連絡体制
- ・相互評価（レーティング）
  - \*相互の知る権利

### その他義務

- ・配車限定  
**流し営業不可**
- ・連絡システム構築
  - \*顧客乗車中事業者のオペレータに簡便に連絡可能とするシステムを用意
  - \*アプリからの通報体制設置
  - \*ゼロエミ目標の設定  
2030年までに90%電気走行等
  - \*米国の様に台数増加した場合に検討

## ドライバー及び車両に対する法的義務

### 免許・資格

#### ・普通免許保有

\* 1年以上の運転経験  
(25歳未満の場合3年以上)

#### ・違反歴・事故歴の証明

\* 申請日を起点に  
違反：過去5年で○点未満など  
事故：過去2年間0件など  
\* 運転免許停止処分を受けていない

#### ・講習又は研修

\* 自家用有償運送制度の大臣講習  
又は  
(新制度設計)  
ライドシェア事業者によるオンライン講習

### 健康・衛生管理

#### ・健康診断を実施

#### ・健康診断結果の提出

\* タクシー会社へ就職する際に行われる確認と同水準が理想  
(例)  
運転に支障を来す持病がないか等

### 車両に関する義務

#### ・専用の車検法整備

\* 新車登録時は3年

新車登録から3年-10年  
2年に1回の車検

新車登録から10年以上は  
1年に1回の車検  
等を検討

#### ・車内設備

**ドライブレコーダー設置義務**  
**危険検知センサー搭載義務**  
**自動ブレーキ搭載義務**

#### ・任意保険の加入